

神埼都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)

佐 賀 県

平成26年5月

はじめに

(1) マスタープランの位置づけや役割について

本県では、県土の都市計画を広域的に捉える観点から、県内を5地域に区分し地域マスタープランを策定しています。

本都市計画区域マスタープランは、この地域マスタープランを踏まえ、都市計画区域ごとに、その都市の長期的なビジョンを示すとともに、土地利用、都市施設、市街地開発事業など、都市計画に関する広域的・根幹的な方針を示すものです。

県が定める「都市計画区域マスタープラン」は、地域における都市の位置づけや隣接する都市との関係などを踏まえ、広域のかつ長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を示すなど都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものです。

市町村が定める「市町村都市計画マスタープラン」は、広域的な視点をもって策定された都市計画区域マスタープランとの整合を図りつつ、まちづくりの全体構想や地域別構想を定めるものです。

また、「都市計画区域マスタープラン」は、都市計画に関する広域的・根幹的な方針を定めることから、福祉施策、産業や観光等の振興施策に関する計画は対象としませんが、総合計画に掲げられている施策を、都市計画制度を活用して、側面から支援する役割も担っています。(図1参照)

(2) マスタープランの記述内容について

都市計画区域マスタープランでは、「都市計画の目標」「区域区分の決定の有無」「主要な都市計画の決定方針」の3項目が法定事項となっています。

- 1) 「都市計画の目標」では、隣接・近接する他の都市計画区域や都市計画区域外の現況及び今後の見通しを考慮しつつ、当該都市計画区域の広域的な位置づけ等に留意し、概ね20年後のまちの将来像を描いて、都市づくりの将来ビジョンと、整備の基本的な方向を示します。
- 2) 「区域区分の決定の有無」では、現行の線引き都市計画区域については、市街地の拡大の可能性などの観点から、また現行の非線引き都市計画区域については、広域的な拠点性を有しているか否かなどの観点から、それぞれ区域区分を行うか否かを決定し、区域区分を行う場合には、その方針を示します。
- 3) 「主要な都市計画の決定方針」は、「都市計画の目標」の実現に向けて、「土地利用」「都市施設の整備」「市街地開発事業」「自然的環境の整備又は保全」の4つの項目について方針を示します。
 - ① 「土地利用」では、商業・業務地、工業地、住宅地、農地・集落等、森林などの大まかな土地利用のゾーニングを行い、土地利用の方針を示します。
 - ② 「都市施設の整備」では、道路、公園、下水道、河川などの都市施設のうち、広域的な連携や交流を支えるものや、都市の根幹的な構造を支えるものを対象として、その

都市施設の整備の方針を示します。

- ③「市街地開発事業」では、密集市街地の改善や、低未利用地の有効利用などについて、市街地の整備の方針を示します。
- ④「自然的環境の整備又は保全」では、良好な自然的環境を構成する緑地等について、環境保全、レクリエーション、景観などに関する方針を示します。

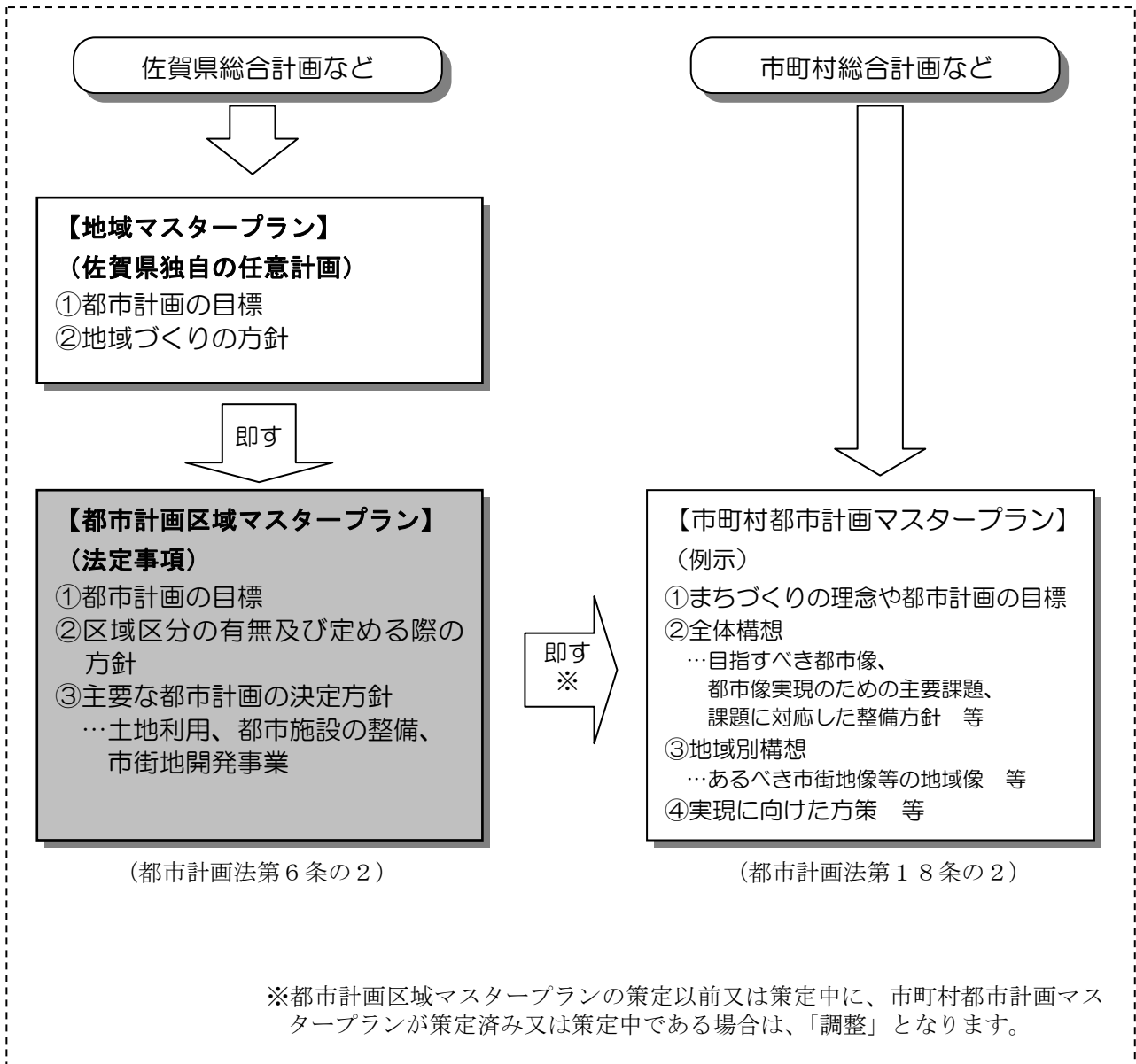


図-1 都市計画区域マスタープランの位置づけ

目 次

1	都市計画の目標	1
	(1) 都市計画区域の広域的な位置づけと役割	1
	(2) 都市づくりの課題	2
	(3) 都市づくりの基本理念と整備の基本方向	3
	(4) 集約拠点地区ごとの市街地像	6
2	区域区分の決定の有無	7
	(1) 区域区分の決定の有無	7
	(2) 区域区分を行わない理由	7
3	主要な都市計画の決定の方針	8
	(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	8
	1) 基本方針	
	2) 市街地の土地利用の方針	
	3) 市街地外の土地利用の方針	
	4) 主要な拠点の位置づけ	
	(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	11
	1) 交通施設の整備方針	
	2) 河川の整備方針	
	3) 公園の整備方針	
	4) 下水道の整備方針	
	(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	15
	1) 基本方針	
	2) 市街地の整備方針	
	(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	16
	1) 基本方針	
	2) 主要な緑地等の配置の方針	
	参考(神埼都市計画区域マスタープランのまとめ)	18
	参考附図(整備、開発及び保全の方針図)	19
	参考資料	20
	■区域区分の有無の判断フロー	

(注1) 計画書にある図、写真は参考のために掲載している。

(注2) 計画書にある(主)は主要地方道、(一)は一般県道を示している。

1 都市計画の目標

(1) 都市計画区域の広域的な位置づけと役割

神埼都市計画区域は、中部地域の東部に位置し、東は吉野ヶ里町に、西は佐賀市に、南は久留米市と大川市に接している。

本区域は、佐賀県を代表する観光・歴史的資源である吉野ヶ里歴史公園を有し、脊振山系の山林や、市街地周辺の田園とクリークが織り成す風景など、水と緑の豊かな自然環境が広がっている。また、良質な水を活かした神埼そうめんなどの地場産業や施設園芸などが盛んである。

広域的にみると、本区域を含む中部地域は、県都としての高次都市機能を持つ佐賀市を有するとともに、成長著しい鳥栖市を有する東部地域や中核都市である久留米市を有する福岡県南部に隣接している。また、鳥栖市から佐世保市・長崎市に至る広域都市軸上に位置しており、九州横断自動車道の東脊振インターチェンジへのアクセス利便性に恵まれている。

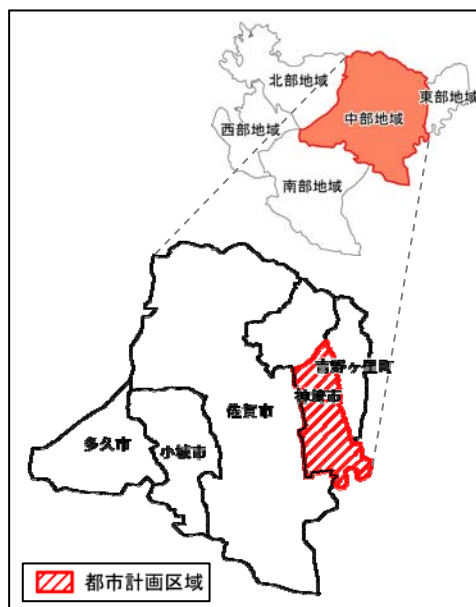


図-2 位置図

このため、本区域では、良好な自然環境の保全を図ると同時に、身近な生活基盤などの整備を計画的に進め、定住人口の流出防止、地域の活力維持、超高齢社会への対応を進めていく必要がある。また、地域資源を活かした拠点や集落の形成によって「神埼らしさ」を創出し、地理的優位性を活かした周辺地域等との連携、交流人口の拡大を進める必要がある。

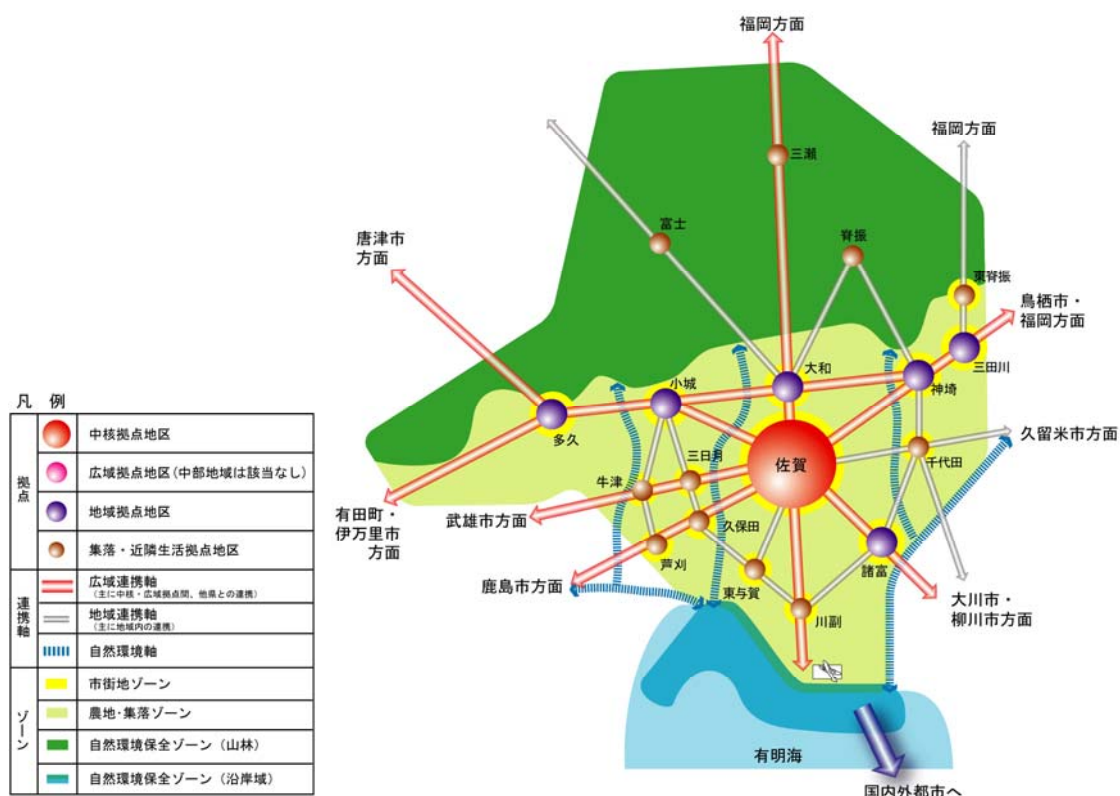


図-3 将来地域構造 (中部地域マスタープランから抜粋)

(2) 都市づくりの課題

神埼都市計画区域の広域的な位置づけ及び現況を踏まえ、神埼都市計画区域における都市づくりの課題を以下に記述する。

A 地域資源を活かした個性ある拠点や集落の形成

本区域は、全国的にも知名度の高い吉野ヶ里歴史公園をはじめ、九年庵や長崎街道などの歴史・文化的資源を有している。また、区域の中部から南部にかけて広がる佐賀平野の田園やクリーク、環濠集落、親水公園などの自然環境にも恵まれており、神埼そうめんなどの地場産業も盛んな地域である。一方で、本区域の人口は減少傾向にあり、このまま放置した場合、これまで身近なコミュニティのなかで営まれてきた地域づくりの取組みが継続できなくなるなど、地域や集落の維持に支障が生じる恐れがある。

そこで、人口減少やその影響を最小限に留め、人々が交流や暮らしを楽しむ魅力のある都市とするため、これらの地域資源を活かした個性ある拠点や集落をつくる必要がある。

B 地理的優位性を活かした交流機能の充実

本区域は県都である佐賀市に隣接し、東部には成長著しい鳥栖市が、南東部には福岡県南部の中核都市である久留米市が位置しており、地理的優位性を享受できる環境にある。一方で、本区域の都市づくりに与える影響も大きく、仮にこれらの都市の活力が低下した場合、人口のさらなる流出や、工業、商業活動の低迷につながる可能性もある。

また、本区域では、工業の受け皿に乏しく、工場や倉庫が幹線道路沿道や田園に点在するとともに、商業活動も年々低下しており、まちの活力が失われる恐れがある。

そのため、地理的優位性を活かし、他地域からも人やモノを受け入れ、他地域との連携・交流の強化を図るため、交流機能を充実させる必要がある。

C 身近な生活基盤などの計画的な整備

本区域では、道路や公園、公共下水道等の都市施設の整備が進められているものの、車の離合や集落間の行き来ができないような生活道路やゴミの不法投棄等によるクリーク環境の悪化が見られるなど、生活基盤の整備は充分ではない。

そのため、生活環境の改善、超高齢社会に対応した生活基盤の充実を図り、本区域の活力を維持していくため、引き続き身近な生活基盤などを計画的に整備していく必要がある。

D 豊かな自然環境の保全

本区域では、北部丘陵地に広がる森林、中部から南部にかけて広がる田園とクリーク、北部丘陵地から平野部の田園を経て筑後川に貫流する城原川等の河川が一体となって神埼らしい独特の景観を形成している。

一方、佐賀市に隣接する本区域の郊外部等では新たな住宅地の開発等が行われており、今後も開発が続いた場合、田園環境を阻害する恐れがある。

そのため、クリーク等を活かした個性ある集落の形成、市街地周辺に良好な営農環境が広がる都市づくりを進めるため、無秩序な住宅地開発や工場等の立地を防ぎ、豊かな自然環境や良好な営農環境を保全する必要がある。

(3) 都市づくりの基本理念と整備の基本方向

本区域は、吉野ヶ里歴史公園や九年庵などの歴史・文化的資源及び観光資源があり、このほか日の隈公園や仁比山公園、横武クリーク公園、直鳥クリーク公園など、歴史・文化的資源を兼ね備えた、観光レクリエーション機能を有する公園を数多く有している。また、佐賀平野に縦横無尽に広がるクリークや、脊振山系の山並み、日の隈山の丘陵地の森林があり、「水の郷」に指定されるなど、水と緑の豊かな自然的環境や優れた田園風景を有している。さらに、高次教育機能として西九州大学を有している。

本区域のまちづくりの方向として、このような観光、歴史、文化、自然、教育など多岐にわたる資源を活かしながら、中部地域の佐賀市や吉野ヶ里町、東部地域の鳥栖市やみやき町などの周辺都市との生活、産業、観光面での連携、福岡県久留米市や大川市など県外の主要都市との観光面等の連携などを充実・促進し、広域の産業及び観光・交流ネットワークを実現することが求められている。

このため、本区域においては、生活、産業、観光面にわたる都市機能の維持・充実を図りつつ、周辺都市との連携・交流ネットワークの形成などに取り組むことが必要である。

なお、京都議定書目標達成計画（平成 20 年 3 月閣議決定）、並びに地球温暖化対策に関する法律（平成 20 年 6 月改正）を受けて、今後はより一層、低炭素型社会の実現を前提とした都市計画の推進なども求められていることから、本区域においては都市機能の拡散を防止し様々な機能が拠点に集約した「集約拠点・地域ネットワーク型都市づくり」を推進していく。

また、太陽光や水力などの再生可能エネルギーを活用した都市づくりを進めていく。

以上を踏まえ、概ね 20 年後を目標に本区域が目指すまちの姿として、都市づくりの基本理念（A～D）と、それぞれの基本理念を受けた整備の基本方向を定める。

A 吉野ヶ里歴史公園や長崎街道、クリークを活かしたまち

全国的にも知名度の高い吉野ヶ里歴史公園や九年庵などの観光資源や、日の隈公園、仁比山公園や横武クリーク公園、直鳥クリーク公園などの歴史・文化的資源を兼ね備えた観光レクリエーション機能を有する公園がネットワークを形成したまちを目指す。

また、長崎街道神埼宿周辺の歴史的街並みや佐賀平野のクリークと調和した環濠集落の形成により、神埼らしさがあふれるまちを目指す。



吉野ヶ里歴史公園

① 吉野ヶ里歴史公園などの観光資源を活かした連携・交流の活性化

本区域は、吉野ヶ里歴史公園をはじめ、名勝指定の九年庵、県史跡指定の伊東玄朴旧宅、水車の里、仁比山神社など多くの史跡・名勝を有し、またレクリエーション機能を有する日の隈公園やクリークを活用した横武クリーク公園や姉川城跡、直鳥クリーク公園などの多様な観光資源を有している。そこで、これらの観光資源を活かし、隣接する佐賀市等を含めた広域的な観光ネットワークを形成し、連携・交流の活性化を図る。

② 長崎街道やクリークを活かした神埼らしい居住環境の形成

本区域は、長崎街道神埼宿や環濠集落などの地域資源が身近な生活の場所に点在していることから、長崎街道神埼宿周辺の歴史文化的資源の保全、歴史的街並みと調和した建物等の誘導を図るとともに、佐賀平野のクリークと調和した環濠集落の維持・整備により、神埼らしさが感じられる居住環境の形成を図る。

B 地域間の交流が盛んな活力と賑わいのあるまち

古くから盛んなそうめんなどの伝統的産業の活性化を図る。また、佐賀市と鳥栖市との間に位置し、九州横断自動車道の東脊振インターチェンジへのアクセスの良さを活かした産業立地を促進するとともに、本区域の顔となるJR神埼駅周辺の活性化を図り、活力あふれるまちを目指す。さらに、南北の地域間や市街地と集落間の結びつきを強め、交流が盛んなまちを目指す。



神埼町の伝統産業「神埼そうめん」

① JR神埼駅周辺の活性化

JR神埼駅南側において、商業・業務機能の集積強化を図るとともに、日常生活におけるサービスの提供を行う公的施設の立地の促進を図るなど、中心市街地の活性化を図る。

② 立地条件を活かした産業の育成

長年の歴史を持つ神埼そうめん等の食料品製造業など伝統的産業の活性化を図る。また、佐賀市、鳥栖市の間に位置し、九州横断自動車道東脊振インターチェンジからのアクセスが良いという条件を活かし、周辺景観等に十分に配慮した工業地の整備を図る。

③ 区域内での地域交流の促進

交通ネットワークの形成により、南北間の地域連携を強化するとともに、生活機能が集積する市街地と周辺集落との結びつきを強め、区域内での地域交流を促進する。

C 誰もが安全で安心して暮らせるまち

県都である佐賀市との近接性や鉄道・道路交通等の利便性を活かし、生活利便性が高く、高齢者や子育て世代等すべての人に配慮した良好な生活基盤を整えるとともに、河川の洪水対策を推進することにより、水害などの災害に強く、誰もが安全で安心して暮らせるまちを目指す。



良好な生活基盤が整った住宅地

① 災害に強いまちづくり

本区域には、筑後川水系の一級河川として、脊振山系を源とする城原川などがあるが、氾濫による被害が懸念される。また、集中豪雨の多発が短時間に大量の雨量の流出による内水氾濫を引き起こしていることから、水害をはじめとする自然災害に対する防災体制の構築、住民の防災意識の向上などの対策を講じるとともに、都市施設の老朽化への対応や耐震性の向上、避難施設の充実、リダンダンシー（代替手段）の確保、計画的な土地利用を図ることにより、災害に強いまちづくりを進める。

② ユニバーサルデザインの理念に基づく安全で安心して暮らせるまちづくり

本区域の生活基盤の整備はまだ充分ではなく、整備の遅れは人口流出や集落の衰退に繋がる恐れがあることから、超高齢社会への対応として、歩行者・自転車交通を重視し、高齢者や子育て世代など誰もが安心してまちへ出かけ、みんなが安心して暮らせるユニバーサルデザインのまちづくりを進める。

D 自然環境や営農環境と調和し、水と緑が豊かなまち

脊振山系の森林や裾野に点在する果樹園、佐賀平野に広がるクリークや田園など、良好な自然環境や営農環境の保全を図るとともに、それらと調和し、水と緑が豊かな居住環境の形成を目指す。



佐賀平野に広がる田園風景

① 農地と田園景観の保全、緑地等の保全と活用

脊振山系の裾野に広がり、中央部から南部一帯にかけての水田地帯等については、農地としてだけでなく、景観形成の観点からも重要であるため、その活用と保全を図る。

また、北部の脊振山系の森林は、貴重な自然環境であり、その保全を図るとともに、身近な自然環境である日の隈山の森林・緑地等は、レクリエーションの場としての活用と保全を図る。

② 良好な自然的環境と調和した居住環境の形成

本区域は森林・田園・クリーク・城原川等の河川が一体となり、神埼らしい景観を形成していることから、背振山系の森林等の自然的環境や田園と調和した居住環境の整備を図る。

また、公共下水道等の整備の推進により、良好な居住環境の整備を図る。

(4) 集約拠点地区ごとの市街地像

中部地域マスタープランを踏まえ、神埼都市計画区域において集約型の都市づくりを進める上で核となる地区（集約拠点地区）を以下の通り定める。

a. 神埼地域中心部（地域拠点地区）

既に市街地が形成され、都市機能が集積しているJR神埼駅周辺から長崎街道神埼宿周辺を地域拠点地区として位置づけ、効率よい都市サービスの提供を目的に、日常生活を支える医療・保健・福祉、教育・文化、消費など基本となる都市機能や、拠点地区内の歩行環境、地区内外を結ぶ公共交通ネットワークなどの様々な都市基盤の維持・強化を図るとともに、住民の日常的なニーズに対応できる拠点地区の形成を図る。

また、長崎街道神埼宿周辺における歴史文化的資源の保全を図るとともに、歴史文化的資源と調和した景観形成や地域の交流拠点としての機能強化、JR神埼駅と長崎街道神埼宿とのネットワークの強化、JR神埼駅周辺における交通結節点を活かした生活拠点としての機能強化、吉野ヶ里歴史公園との近接性を活かした交流拠点としての機能強化、回遊性やアクセス性の向上、公園への誘導ルートにふさわしい沿道景観の形成を図る。

b. 千代田地域中心部（集落・近隣生活拠点地区）

公共公益施設が集積している神崎市役所千代田庁舎周辺を集落・近隣生活拠点地区として位置づけ、周辺に形成された基礎コミュニティの維持を目的に、教育、学習、消費など日常生活の暮らしを支えるサービスの維持・強化を図る。

また、周辺の良い田園環境の保全を図るとともに、クリークが居住環境の要素として取り込まれた神埼らしい魅力ある集落を形成し、定住人口の確保を図る。

さらに、教育・文化や消費などの多様なニーズへの対応を図るため、巡回バス等を活用し、拠点地区や周辺集落との円滑な連携・交流を図る。

2 区域区分の決定の有無

(1) 区域区分の決定の有無

本区域については区域区分を行わないものとする。

(2) 区域区分を行わない理由

当該都市計画区域は、佐賀県における生活及び産業などにおける広域的な拠点性を有する区域などではないこと、用途地域が指定されていないこと及び現在も区域区分が行われていないことなどを総合的に勘案し、区域区分は行わない。

3 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

広域的な観点から土地利用の基本方針を示し、市街地と市街地外の土地利用の主要な事項について、その増進、集約等について記述し、また、機能の集約等を想定した主要な拠点の位置づけを記述する。

1) 基本方針

都市的土地利用にあたっては、低炭素都市づくりに配慮しつつ、既存ストックが集積する既成市街地の有効活用を原則として、商業・業務・医療・福祉等の多様な都市サービス機能が集積した複合的な土地利用を維持・強化するとともに、まちなかへの居住を誘導しコンパクトな市街地形成を推進する。

また、各集約拠点地区周辺の郊外部では、田園環境等の保全とともに既存集落地の活力維持が重要であり、水害等に対する防災の観点からも無秩序な市街化を防止し、集落地の良好な生活環境の維持を図る。

2) 市街地の土地利用の方針

商業・業務、工業、住宅等の都市的土地利用の動向や他の法令による土地利用規制の状況等を踏まえつつ、都市的土地利用の整序や良好な市街地環境の確保等を図るため、必要に応じて都市計画制度の活用を図る。

① 商業・業務地

a. 中心市街地

- ・ JR 神埼駅周辺から長崎街道神埼宿周辺にかけての既成市街地では、神埼市の玄関口にふさわしい商業・業務施設の集積強化を図るとともに、行政施設や福祉施設等の住民サービス施設の立地を促進し、多様な機能を有する中心市街地の形成を図る。
- ・ 長崎街道神埼宿周辺においては、歴史文化的資源の保全を図るとともに、歴史文化的資源を活かした落ち着いたある街並みの形成を図るとともに、街並みと調和した観光交流施設の立地を促進する。
- ・ JR 神埼駅南側においては、吉野ヶ里歴史公園への近接性を活かすとともに、周辺住民の生活利便性の向上にも寄与するサービス機能の充実を図る。

b. 国道 34 号沿道

- ・ 国道 34 号沿道においては、周辺の田園環境や居住環境、既成市街地の商業機能との調和に配慮しながら、周辺住民の生活利便性の向上に寄与する沿道商業施設の立地を誘導し、利便性の高い沿道型商業地の形成を図る。

② 工業地

- ・(主) 佐賀川久保鳥栖線の沿道、朝日工業団地及び神埼南部工業団地においては、東脊振インターチェンジや幹線道路への近接性を活かし、企業の立地ニーズや社会経済の動向を勘案しつつ、周辺の居住環境等と調和したまとまりのある工業地の整備を図る。

③ 住宅地

a. JR神埼駅周辺地区

- ・JR神埼駅周辺においては、吉野ヶ里歴史公園周辺の景観形成等に配慮した住宅地を誘導し、快適な居住環境の形成を図る。

b. 千代田庁舎周辺

- ・千代田庁舎周辺においては、周辺の田園環境と調和した落ち着いたある住宅地の形成を図る。

c. 幹線道路沿道及び一般住宅地

- ・国道34号沿道及び国道385号、(主) 三瀬神埼線の沿道周辺は、居住環境を損なわない商業・業務との混在を許容しつつ、良好な居住環境を有する低層住宅地の形成を図る。
- ・宅地開発等により住宅地を形成している地区においては、田園環境と調和し、クリークを活かした良好な居住環境を確保し、低層住宅地の形成を図る。

3) 市街地外の土地利用の方針

① 田園、集落等

[優良な農地やクリークの保全]

- ・中央部から南部にかけて広がる農地は、広大な水田地帯を形成している。また、クリークや借景となる脊振山地の山並みと相まって、神埼らしい良好な田園景観を形成していることから、この優良な農地やクリークの保全を図る。
- ・防災の観点から、洪水時に浸水が想定される地域等については、新たな災害の発生要因となる無秩序な市街地化を防止し、田園等の遊水機能を確保する。

[神埼らしい集落地の維持・活性化]

- ・田園部に点在する既存集落については、田園環境との調和を図るとともに、クリークを活かした神埼らしい集落として、その維持・活性化を図る。

[秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針]

- ・特定用途制限地域等の活用により、無秩序な開発を防止し、計画的な市街地形成及び農業的土地利用の保全を図る。
- ・既存集落等では、必要な生活基盤の整備等により居住環境の改善を図るとともに、地区計画等の活用により、クリーク等と調和した神埼らしい居住環境の誘導を図る。また、宅地開発等においても、地区計画等の活用により、その周辺の自然環境等と調和した土地利用を

図る。

② 森林等

[自然環境の保全と活用]

- ・北部の脊振山系には、貴重な森林空間が広がっていることから、その保全を図る。また、日の隈山の丘陵地は、公園整備と合わせ森林・緑地等として保全と活用を図る。

③ その他

- ・吉野ヶ里ニューテクノパーク跡地に設置されているメガソーラーの活用など、低炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの先進地として、情報発信や環境教育の場としての活用を検討していく。

4) 主要な拠点の位置づけ

① 歴史・観光拠点

- ・国の特別史跡の指定を受けている吉野ヶ里歴史公園を歴史・観光拠点として位置づけ、吉野ヶ里町との連携を図りながら、広域的な歴史・観光拠点として、整備の推進を図るとともに、玄関口となるJR神埼駅とのネットワークの強化を図る。
- ・名勝指定の九年庵、県史跡指定の伊東玄朴旧宅、水車の里、仁比山神社など多くの史跡・名勝が点在している北部の仁比山地区を歴史・観光拠点として位置づけ、吉野ヶ里歴史公園との連携による一体的な歴史・観光拠点の形成を図る。

② 商業・業務拠点

- ・JR神埼駅南側の中心市街地を商業・業務拠点と位置づけ、商業・業務機能の集積を図り、また豊かな暮らしを支援する多様な都市機能を有する魅力ある市街地の形成を図る。

③ 生活交流拠点

- ・JR神埼駅から市役所周辺、及び千代田庁舎周辺を生活交流拠点として位置づけ、住民の交流の場の形成を図る。

④ 教育拠点

- ・県内唯一の健康福祉系の四年制大学であり、健康、福祉、リハビリ、子どもなどに関する学科を有する西九州大学を教育拠点として位置づけ、研究開発機能を有する拠点としての強化を図るとともに、産学官の連携強化、市民の多様な学習・交流の場の形成を図る。

⑤ 自然・レクリエーション拠点

- ・展望台などレクリエーション機能を有し、桜の名所として有名な日の隈公園を自然・レクリエーションの場として位置づけ、公園機能の拡充などによって、スポーツやレクリエーションの拠点として整備・活用を図る。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

都市計画の目標の実現のために必要な都市施設の整備の方針を次に示す。

なお、基本方針については、概ね20年後を目標に本区域における整備の基本的な考え方や方向性を示す。

1) 交通施設の整備方針

本区域の都市活動等を支えるとともに、佐賀市や鳥栖市などの他都市との広域的な連携も踏まえつつ、交通施設の整備方針について記述する。

① 基本方針

- 北部の九州横断自動車道、東西方向の国道34号、国道264号、(主)佐賀川久保鳥栖線、(主)佐賀八女線、(一)神埼北茂安線、南北方向の国道385号、(主)三瀬神埼線などの道路交通体系により本区域の骨格が形成されている。
- 国道34号などの幹線道路においては、近年の交通量の増大により、市街地及びその周辺において交通混雑を呈している。
- 良好な市街地環境の形成等を図るとともに、佐賀市をはじめ、鳥栖市や久留米市方面などとの生活、産業、観光面にわたる多様な連携を促進し、広域交流ネットワークを形成することが望まれている。
- これらに対応するため、関連する国道、県道の整備を推進する。
- 整備にあたっては、安全な歩行者空間の確保やユニバーサルデザイン等に配慮する。
- 本区域と区域外、区域内の拠点間、拠点と周辺集落を結ぶ公共交通の充実を図る。

※ (主) は主要地方道、(一) は一般県道を示す

② 主要な交通施設の配置及び整備の方針

ア. 道路

【本区域全体の骨格を形成し、他都市との連携を担う道路】

- ・ 国道34号は、本区域と佐賀市、鳥栖市を結ぶ広域幹線道路であり、国道264号は、本区域と久留米市を結ぶ主要な幹線道路である。国道385号は、九州横断自動車道東脊振インターチェンジから吉野ヶ里歴史公園や本区域中心部へのアクセス道路であり、本区域の中部から南部を結ぶ道路であるとともに、福岡市、大川市方面を結ぶ南北方向の主要な幹線道路である。このうち、国道34号については、交通混雑の緩和や沿道市街地の形成に対応した整備を推進する。
- ・ (主) 佐賀川久保鳥栖線は、本区域と佐賀市や鳥栖市を結ぶ幹線道路、(主) 佐賀八女線は、本区域と久留米市方面を結ぶ幹線道路、(主) 三瀬神埼線は、本区域と三瀬村を結ぶ幹線道路である。また、(主) 三瀬神埼線と(主) 佐賀外環状線は、本区域の北部と南部を結ぶ幹線道路である。そのため、これらの道路の整備を推進する。

【市街地を形成する道路】

- 市街地を形成する都市計画道路については、市街地内における円滑な交通処理、良好な市街地環境の形成等に向けて適切な配置を考慮し、整備推進を図る。
- 長期間事業未着手の都市計画道路については、必要に応じて見直しを行う。
- JR 神埼駅から長崎街道神埼宿周辺の道路については、歴史的街並みに調和した沿道景観の形成を図る。
- 吉野ヶ里歴史公園周辺の道路については、景観に配慮するとともに、公園への誘導ルートにふさわしい整備を図る。

イ. 公共交通

- 本区域と他地域を結ぶ鉄道や路線バス、区域内の拠点や集落間を結ぶ巡回バスの維持・強化を図る。
- JR 神埼駅から吉野ヶ里歴史公園や仁比山公園、日の隈公園等を結ぶ観光周遊バスの導入を検討する。

2) 河川の整備方針

① 基本方針

ア. 整備の基本方針

- 本区域の河川は、脊振山系に源を発し、脊振連山の急峻な山間部を流下後、筑紫平野を緩やかに南流して筑後川に合流している。上流域の山地は花崗岩類が広く分布しており、風化した砂礫の堆積により、扇状地が発達する過程で天井川となった河川もあることから、ひとたび洪水による氾濫が起きると、大きな被害が発生する恐れがある。

これまで過去の水害を契機に、河川の改修など治水事業を推進してきたところであるが、今なお整備途上にあることから、更なる治水事業の促進が必要である。また、内水対策等で整備された排水機場等の河川管理施設についても、老朽化を踏まえた長寿命化対策等による維持・管理の充実が必要である。さらに、土地開発に伴う保水・遊水機能の低下等による治水安全度の低下も懸念されるところであり、水害から住民の生命、財産を守るため、流域が本来有している保水機能の保全や、河川改修事業等による河川整備を図るなど、水系一貫の視点のみならず、流域全体を視野に入れた総合的な治水対策を図る。

- 河川特性や周辺地域の環境等を踏まえ、自然と調和した健康な暮らしと健全な環境の創出を図る。
- 緑地と水辺の空間を利用して憩いの場として利用するための総合的な河川環境の整備を図る。

イ. 整備水準の目標

河川の重要度や過去に発生した洪水等を勘案して各河川の地域特性に応じた治水安全度を設定し、整備にあたっては環境への配慮を行う。

また、治水機能を維持するため、河川における土砂の堆積状況、及び護岸損壊の危険性等の把握に努め、排水機場等についても維持管理の充実を図る。

② 主要な河川の配置及び整備の方針

筑後川水系の城原川、田手川、三本松川、馬場川、中池江川等の河川整備については、多自然川づくりを基本として、生態系の保全や親水性等の河川環境に配慮した整備を行うとともに、治水機能を維持するため、河川の土砂堆積状況及び護岸損壊の危険性等を把握し、また、排水機場等についても、必要に応じて補修や設備の改築を行うなど維持管理の充実を図る。

さらに、大規模開発においては、下流河川の流下能力を考慮し、調整池等による流出量の抑制を図る。

3) 公園の整備方針

① 基本方針

- 佐賀県の観光拠点である国営・県営吉野ヶ里歴史公園の整備を推進する。さらに、本区域における水と緑の自然的環境や多彩な歴史的資源を活かし、憩いややすらぎの場として、また観光資源として特色ある公園整備を行う。整備に際しては、水害などの災害時において避難者を収容するとともに、復旧・復興活動の拠点となるような公園整備を促進する。

② 主要な施設の整備等の方針

吉野ヶ里歴史公園の整備を推進し、併せて観光拠点として周辺的环境整備を図る。

また、地域住民の身近な公園（住区基幹公園）についても、適正な配置を図りつつ、防災の観点にも留意しながら、都市公園等の整備水準の向上を図る。

4) 下水道の整備方針

① 基本方針

ア. 整備の基本方針

- 都市における生活污水、工場排水等の衛生的な処理、都市環境や居住環境の向上、筑後川水系や有明海水域といった公共用水域の水質保全を図るために、公共下水道の整備促進等を図る。
- 集中豪雨の多発など、短時間に大量の雨水が流出することによる内水氾濫の被害を軽減するため、雨水対策の促進を図る。

イ. 整備水準の目標

公共下水道の既存の計画区域においては、概ね10年後には整備を図る。

② 主要な施設の配置及び整備の方針

神埼町に神埼浄化センターを配置している。また、下水道計画区域の汚水を処理場に収集するため幹線管渠を配置する。

公共下水道の整備の促進を図り、普及率の向上を図る。

雨水排水については、貯留浸透施設等の流出抑制対策とともに、内水ハザードマップの公表等のソフト施策を含め、総合的な浸水対策を推進する。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

本区域の都市計画の目標を実現するために必要な市街地開発事業に関する方針を次に示す。

1) 基本方針

- 都市施設の未整備等による都市機能の低下、居住環境の悪化等に対処するとともに、無秩序な市街地の形成を防止し、市街地の整備を効率的に行うため、市街地開発事業や地区計画制度等の活用により計画的な市街地形成を図る。

2) 市街地の整備方針

- JR 神埼駅南側の中心市街地は、既存機能に加え新たな商業・業務機能や各種行政施設や福祉施設等の住民サービス機能の集積強化を図るとともに、駐車場や歩行交通の安全に配慮した道路等の都市基盤施設の整備を行い、神埼市の中心市街地として、活性化を図る。
- JR 神埼駅北側については、吉野ヶ里歴史公園周辺の景観に十分に配慮しつつ、必要に応じて、地区計画制度などの活用により、計画的な市街地形成を図る。
- 長崎街道沿道は、歴史的資産や街並みの保全と活用、整備を図る。
- 老朽化した建築物の密集や公共施設整備の不足等がみられる既存集落周辺、田園やクリークが身近に存在する集落等については、地区計画制度等の活用やクリークの環境保全、必要な都市基盤の整備等を進めることにより、居住環境の改善、神埼らしい個性ある環濠集落の形成、定住魅力の向上を図る。
- 市街地の開発・整備にあたっては、開発に伴う水害等の災害防止に留意し、必要に応じて貯留施設や内水排除施設の整備を行うとともに、建物のピロティ化など浸水時においても被害に遭いにくい建物構造の奨励等を図る。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

本区域の都市計画の目標を実現するために必要な自然的環境の整備又は保全に関する方針を次に示す。

1) 基本方針

- 本都市計画区域は、北部に森林が、中部に市街地が、南部に田園と環濠集落が広がり、城原川などが北から南へと貫流している。北部に広がる森林は、土砂の流出防止、水資源のかん養などの機能を有し、中・下流域の住民が安全で豊かな生活を営む上で重要な役割を果たしている。そのため、森林の保全を図るとともに、下流域の都市住民の保林や育林への関心向上を図る。
- 公共空地の必要性は、環境保全の上から、また、防災、景観面からもその重要性を深めており、さらに余暇時間の増加に伴いレクリエーション活動及び野外活動の場としての公園・緑地のニーズも高く、こうした機能が総合的に発揮できるように公園・緑地等の自然的環境の充実を図る。
- 公園・緑地等については、災害時の避難地や日常生活における住民の身近なレクリエーションの場として適正な配置を図りながら、都市公園等の整備水準を高め、防災性や生活利便性の向上を図る。
- 緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するため、積極的な取り組みを図る。

2) 主要な緑地等の配置の方針

①環境保全系統

- ・川上金立県立自然公園が一部に指定されている北部の脊振山系の森林は、水資源のかん養や生物の生育、生息域等の貴重な自然環境であることから、今後とも積極的に保全を図る。
- ・日の隈山周辺のまとまりのある森林・緑地等の保全を図る。
- ・吉野ヶ里歴史公園周辺の歴史的環境と調和する田園及び緑地等の保全を図る。

②レクリエーション系統

- ・吉野ヶ里歴史公園の整備を推進し、観光レクリエーションの場として活用を図る。
- ・北部の仁比山地区には、名勝指定の九年庵、県史跡指定の伊東玄朴旧宅、水車の里、仁比山神社など多くの史跡・名勝が集約して点在しており、また、このほかにも、クリークを活用した横武クリーク公園や姉川城跡、直鳥クリーク公園がある。また日の隈公園や仁比山公園はレクリエーション機能を有していることから、吉野ヶ里歴史公園を含めた、これら観光・レクリエーション拠点の整備・活用とネットワーク化を図る。
- ・主要な河川（筑後川、城原川、田手川、三本松川、馬場川、中池江川）については、自然的環境を創出する自然環境軸として位置づけるとともに、森林等の自然的環境やレクリエーションの拠点、河川環境等を活かした水と緑のネットワークの形成を図る。

③ 景観構成系統

- 脊振山系の山並みや日の隈山の丘陵地の景観の保全を図る。さらに農地は食糧生産の場としての機能はもとより、地域の特徴的な景観構成の要素としても重要であるため、中央から南側にかけての農地と点在する集落、クリークなどからなる田園景観の保全を図る。
- 吉野ヶ里歴史公園周辺については、歴史的環境と調和した田園等の景観形成を図る。

参考（神埼都市計画区域マスタープランのまとめ）



参考附図（整備、開発及び保全の方針図）



— 凡例 —

- | | | | | | |
|--|-------------|--|---------|--|-------------|
| | 都市計画区域 | | 商業地・業務地 | | 都市内・他都市との連携 |
| | 行政区域界 | | 工業地 | | 自然環境軸 |
| | 高速道路 | | 住宅地 | | |
| | 一般国道 | | 公園 | | |
| | 主要地方道、一般県道等 | | 緑地 | | |
| | JR線 | | 森林 | | |
| | | | 農地・集落等 | | |



参 考 资 料

■ 区域区分の有無の判断フロー（現行 非線引き都市計画区域）

